

深谷市音楽連絡協議会 規約

第一章 総 則

- 第 1条 本会は深谷市音楽連絡協議会(音連)と称する。
英表記はFukaya city Music Communication Conference とする。
- 第 2条 本会の事務所を会長宅に置く。

第二章 目的および事業

- 第 3条 本会は会員相互の連絡提携と音楽の普及振興を図るとともに、市内の音楽文化の向上に寄与することを以て目的とする。
- 第 4条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。
1. 演奏会の主催および後援。
 2. その他の範囲において適当と認めた事業。

第三章 会 員

- 第 5条 本会の会員は、市内の音楽団体および音楽関係者(個人)とする。ただし 1 団体はこれを 1 会員とする。(音楽の範囲は細則に定める)
- 第 6条 入会しようとする時は、入会届けおよび入会金を理事会に提出することとし、理事会の承認を受ける。
- 第 7条 退会届けのあった会員および1年以上会費未納会員、又は総会等で退会を決議された会員は退会とする。(決議の基準は細則に定める)

第四章 役 員

- 第 8条 本会に次の役員を置く。
- 会 長： 1名、 副会長： 2名、
理事長： 1名、 副理事長： 2名、 監事： 2名、
事務局長： 1名、 事務局次長： 2名 会計： 2名、
理事： 会員数による
- 第 9条 理事を除く役員は理事会において推薦し、総会において選任する。
理事は団体に於いては1団体より2名選出する。
- 第10条 会長は本会を代表する。
副会長は会長を補佐する。必要あるときは職務を代行する。
理事長は本会の運営を統理する。
副理事長は理事長を補佐する。必要あるときは職務を代行する。
理事は理事会を組織し、本会の運営を審議する。
監事は事業の運営ならびに会計を監査する。
- 第11条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第五章 名誉会長、顧問、相談役および参与
- 第12条 本会に名誉会長、顧問、相談役および参与を置くことができる。
- 第13条 名誉会長、顧問、相談役および参与は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
(推薦の基準は細則に定める)

第六章 会 議

- 第14条 会議は総会、理事会の二種とする。
- 第15条 総会は、毎年1回年度初めに会長が召集する。総会は会員(第5条)総数の過半数の出席(委任状含む)をもって成立する。議長は会長が務める。
- 第16条 理事会は随時理事長が召集する。議長は理事長が務める。
- 第17条 議決は出席会員(総会)又は出席理事(理事会)の過半数の賛成により、賛否同数なるときは議長の決するところによる。
- 第18条 総会に付議すべき事項

1. 事業報告および計画に関する件
2. 予算および決算に関する件
3. 役員を選任に関する件
4. 規約の改正に関する件
5. その他、特に重要な事項

- 第19条 理事会に付議すべき事項

6. 事業企画に関する件
1. 役員推薦に関する件
2. 会計上の運用に関する件
3. 顧問および相談役の推薦に関する件
4. 規約細則に関する件
5. その他必要な事項

- 第20条 項目削除

第七章 会 計

- 第21条 本会の経費は会費、入会金、委託金、補助金および寄付金その他の収入を以てこれを支弁する。
- 第22条 本会の会費は年額3,000円とする。入会金は2,000円とする。
- 第23条 会費は毎年総会の期日までに納入するものとする。
- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第八章 附 則

- 第25条 本規約の細則は別に理事会が決める。
- 第26条 本規約は平成22年 1月 24日から施行するものとする。
- 第27条 本会の設立当初の役員は次の(別紙)通りとする。
- 第28条 設立時の会員は、入会金の免除とする。

*平成23年4月17日第2回総会にて第24条会計年度を変更

*平成24年4月22日第3回総会にて第8条 部長2名→部長3名に変更

*平成27年4月19日第6回総会にて部長職と常任理事会を削除し(第8・20条)、それに伴い、第10・14・16条の内容を変更

また、入退会時の内容を変更し(第6・7条)、それに伴い、第28条の内容を変更